

青森県犯罪被害者等支援推進計画 令和3年度実施状況



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

令和4年7月

青 森 県

1 はじめに

県では、犯罪の被害に遭われた方やその御家族が置かれている状況についての理解を深め、県全体で支援する環境づくりを進めていくため、令和元年12月に「青森県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

誰もがある日突然、身体を傷つけられたり、命を奪われたりするなど、理不尽な犯罪等に巻き込まれる可能性があります。

被害に遭われた方やその御家族に必要とされる支援は多岐にわたることから、関係機関、民間支援団体等が連携・協力して取り組む必要があります。

このため県では、条例に基づき、本県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性等を定めた「青森県犯罪被害者等支援推進計画」を令和3年3月に策定しました。

本書は、令和3年度中の関係部局による犯罪被害者等支援施策の取組状況を取りまとめたものです。

2 青森県犯罪被害者等支援推進計画の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間

(2) 基本方針

4つの基本方針を設定し、県民が安心して暮らすことができる社会の形成を目指します。

- ① 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて施策が適切に行われるとともに、二次被害に十分配慮すること
- ③ 必要な支援が途切れることなく行われること
- ④ 国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力すること

(3) 施策の柱

5つの施策の柱を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

- ① 損害回復・経済的支援等・・・・・・・・・・18取組（うち再掲1）
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止・・・・・・・・24取組
- ③ 刑事手続への関与拡充・・・・・・・・・・4取組
- ④ 支援等のための体制整備・・・・・・・・・・40取組（うち再掲9）
- ⑤ 県民の理解の増進と配慮・協力の確保・・15取組

(4) 推進体制

県、県教育委員会及び県警察本部の関係課で構成される「青森県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置し、関係課が相互に連携を図りながら犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

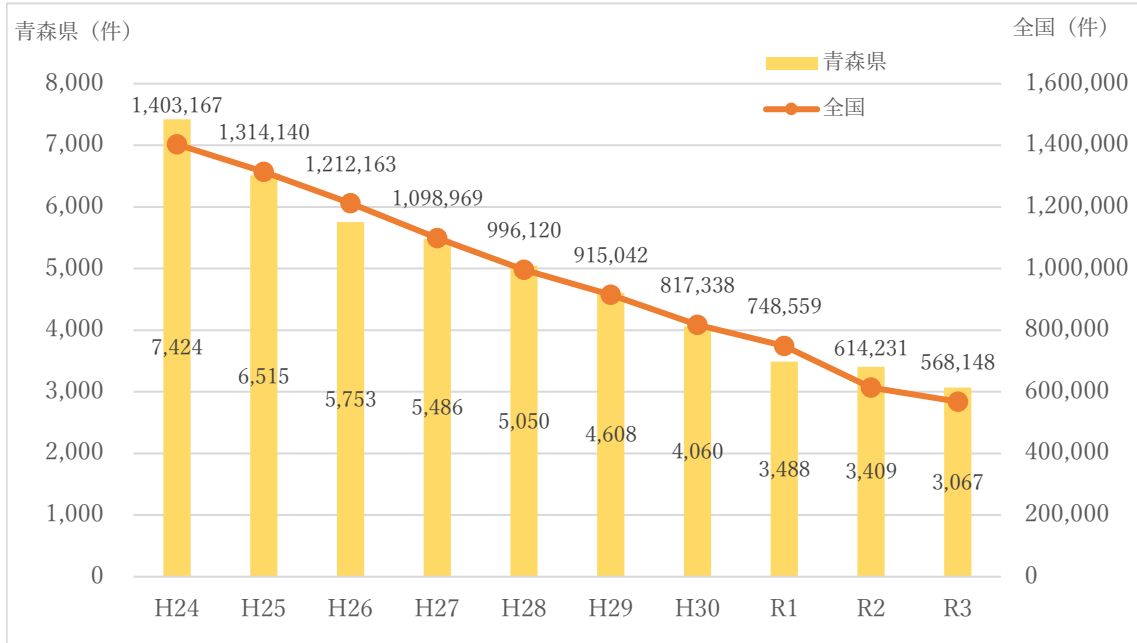
(5) 進行管理

毎年度、取組の実施状況を取りまとめ、県のホームページで公表するとともに、進捗状況を点検し、必要に応じて取組の見直しを行います。

3 青森県における犯罪等の発生状況

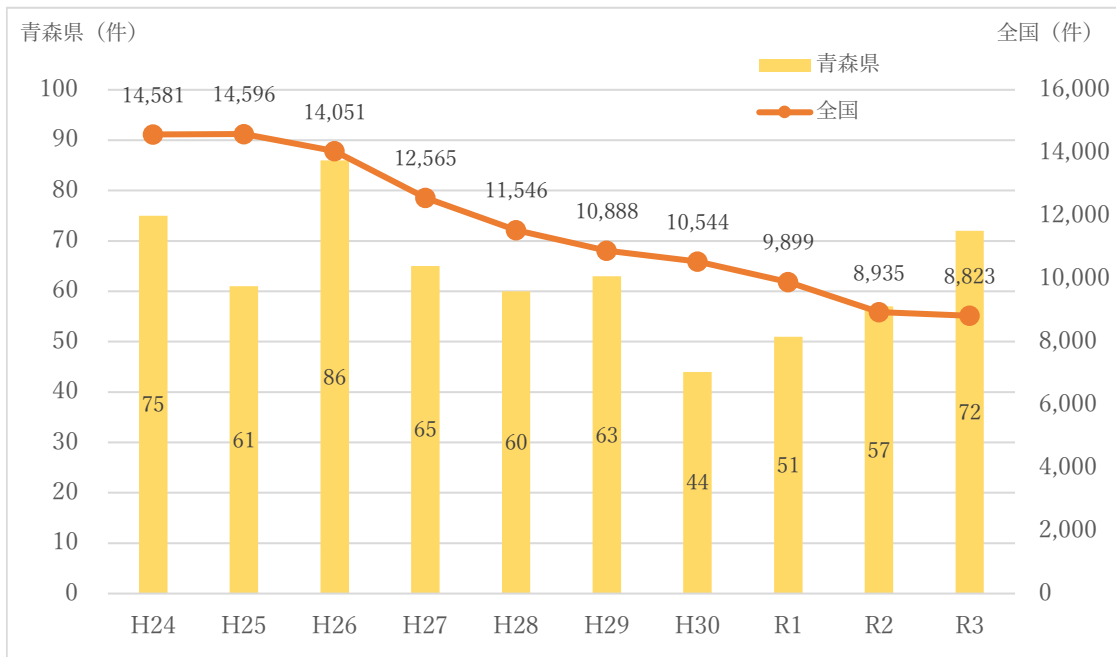
(1) 刑法犯認知件数

本県における令和3年の刑法犯認知件数は3,067件であり、平成15年から19年連続で減少しています。(県警察本部調べ)



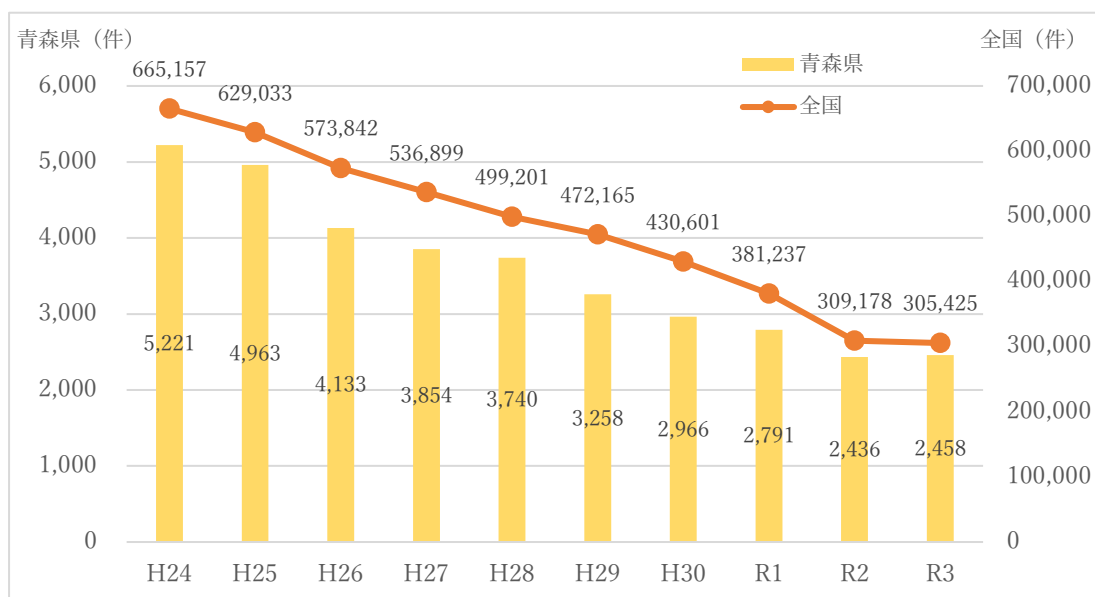
(2) 重要犯罪認知件数

本県における令和3年の重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ)の認知件数は72件であり、平成30年から4年連続で増加しています。(県警察本部調べ)



(3) 交通事故発生件数

本県における令和3年の交通事故発生件数は2,458件であり、平成14年から連続して減少していた交通事故発生件数は19年ぶりに前年から増加となりました。(県警察本部調べ)



5 青森県犯罪被害者等支援推進計画 令和3年度実施状況

青森県犯罪被害者等支援推進計画の基本的施策として掲げた101の取組全てにおいて基本方針に沿って実施され、犯罪被害者等の支援に取り組みました。令和4年度も引き続き、庁内関係課をはじめ市町村や関係機関と相互に連携・協力を図りながら犯罪被害者等支援施策を進めていきます。

1 損害回復・経済的支援等 【18取組】(うち再掲1)

- (1) 損害賠償の請求に関する情報の提供等 (条例第11条) 2取組
- (2) 経済的な助成に関する情報の提供等 (条例第12条) 6取組
- (3) 居住の安定 (条例第15条) 3取組
- (4) 雇用の安定 (条例第16条) 7取組

2 精神的・身体的被害の回復・防止 【24取組】

- (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (条例第13条) 7取組
- (2) 安全の確保 (条例第14条) 12取組
- (3) 保護又は捜査の過程における配慮等 (条例第18条) 5取組

3 刑事手続への関与拡充 【4取組】

- (1) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 (条例第17条)

4 支援等のための体制整備 【40取組】(うち再掲9)

- (1) 相談及び情報の提供等 (条例第10条) 28取組
- (2) 人材の育成等 (条例第20条) 10取組
- (3) 民間支援団体の活動の促進 (条例第21条) 2取組

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保 【15取組】

- (1) 県民等の理解の増進等 (条例第19条)

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱1】損害回復・経済的支援等（条例第11・12・15・16条）			
(1) 損害賠償の請求に関する情報の提供等			
① 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実			
<p>犯罪被害者等が必要とする情報が得られるよう、刑事手続や損害賠償制度、被害者支援に関する各種制度、相談窓口の情報が記載されたパンフレット「被害者の手引」を犯罪被害者等の方々へ提供します。</p>	<p>○対象となる犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を提供し、刑事手続の流れや各種制度に関する情報提供を行いました。 ◆「被害者の手引」配布件数：143件</p>		警察本部
② 暴力団犯罪による被害回復の支援			
<p>暴力団等による犯罪の被害者に対する被害回復を促進するため、青森県暴力追放県民センターなどと連携して、犯罪被害の回復を支援します。</p>	<p>○青森県暴力追放県民センターなどの関係機関と協力体制を構築し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等を行いました。</p>		警察本部
(2) 経済的な助成に関する情報の提供等			
① 高校生等への修学支援			
<p>家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給をはじめとする各種支援策を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p><総務部> ○授業料や教育費に係る経済的負担の軽減を図るため、各種支援策を講じました。 ◆私立高等学校等就学支援金 受給者数：7,364人 ◆私立高等学校等就学支援費補助金 受給者数：1,731人 ◆私立高等学校専攻科修学支援金 受給者数：44人 ◆私立高等学校等学び直しへの支援金 受給者数：10人 ◆私立高校生等奨学のための給付金 受給者数：1,623人 <教育庁> ○授業料や教育費に係る経済的負担の軽減を図るため、各種支援策を講じました。 ◆公立高等学校等就学支援金 受給者数：19,655人 ◆公立高等学校等就学支援費補助金 受給者数：1人 ◆公立高等学校専攻科修学支援金 受給者数：66人 ◆公立高等学校等学び直しへの支援金 受給者数：40人 ◆標準修業年限超過者等就学支援金 受給者数：48人 ◆公立高校生等奨学のための給付金 受給者数：3,394人</p>		総務部 教育庁
② 被害の早期回復・軽減に向けた支援			
<p>犯罪被害者等に対して様々な経済的支援制度に関する情報を被害の状況に応じて整理し、総合的に提供するなど、被害の早期回復・軽減を図ります。</p>	<p>○本県において犯罪被害者等支援に取り組む関係機関が行う各種支援制度等を掲載した「青森県犯罪被害者支援ハンドブック」を令和3年6月に改訂し、県ホームページに掲載し関係機関へ配付しました。</p>		環境生活部
③ 医療費等の負担軽減			
<p>事件捜査に必要とされる診断書や性犯罪被害者の緊急避妊の費用等を公費で支弁する制度を実施します。</p>	<p>○対象となる犯罪被害者等に対して制度を教示し、適正に運用しました。</p>		警察本部
④ カウンセリングに関する費用の公費負担			
<p>犯罪被害者等が精神的な被害によって精神科等の医療機関においてカウンセリングを受けた場合の費用を公費で負担する制度を実施します。</p>	<p>○医療機関におけるカウンセリングの費用を公費で負担する制度の適正な運用を図りました。</p>		警察本部
⑤ 被害直後における居場所の確保			
<p>犯罪被害により自宅での居住が困難な場合等に一時的に避難するホテルの宿泊費を公費で負担する制度や自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を実施します。</p>	<p>○対象となる犯罪被害者等に対して制度を教示し、適正に運用しました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱1】損害回復・経済的支援等（条例第11・12・15・16条）			
⑥ 犯罪被害給付制度の運用			
犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害給付制度を教示し、給付金の迅速な裁定を行うとともに、県民に対して制度の周知を図ります。	○犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度について「被害者の手引」及びパンフレット「犯罪被害給付制度のご案内」を用いて説明を行うとともに、迅速な裁定に努めました。 ○県警察ホームページに犯罪被害給付制度の概要を掲載し、周知を図りました。 ◆裁定件数：5件		警察本部
(3) 居住の安定			
① 犯罪被害者等に対する県営住宅の優先入居			
犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等について、県営住宅の優先入居（公募）を実施します。	○青森県県営住宅入居者選考要綱において、犯罪被害者等世帯を県営住宅への入居について一定の優遇措置を講じる優遇世帯に位置づけし、抽選実施の際に当選確率を2倍とする取組を実施しました。		県土整備部
② 配偶者からの暴力被害者に対する県営住宅への優先入居			
犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV被害者について、県営住宅の同居親族要件を緩和するとともに、優先入居（公募）を実施します。	○青森県県営住宅入居者選考要綱において、DV被害者世帯を県営住宅への入居について一定の優遇措置を講じる優遇世帯に位置づけし、抽選実施の際に当選確率を2倍とする取組を実施しました。		県土整備部
③ 被害直後における居場所の確保			
犯罪被害により自宅での居住が困難な場合等に一時的に避難するホテルの宿泊費を公費で負担する制度や自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を実施します。	○対象となる犯罪被害者等に対して制度を教示し、適正に運用しました。	再掲 1(2)⑤	警察本部
(4) 雇用の安定			
① 高等職業訓練促進給付金等事業			
母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、経済的に効果的な資格を取得するため、法令の定めにより1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている養成機関で修業する場合に、修学する全期間（上限3年間）について、毎月給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。	○養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、給付金を支給しました。 ◆【県支給分】 高等職業訓練促進給付金：7件 高等職業訓練修了支援給付金：3件		健康福祉部
② 自立支援教育訓練給付金事業			
実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	○教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、受講料の一部を支給しました。 ◆【県支給分】 支給件数：4件		健康福祉部
③ ひとり親家庭等就業・自立支援事業			
ひとり親家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。	○ひとり親家庭等就業・自立支援センター等で就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の支援を実施しました。 ◆就業相談件数：115件		健康福祉部
④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業			
福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。	○自立が見込まれる支援対象者に対し、自立支援プログラムを策定し、就業支援等を実施しました。 ◆自立支援プログラム策定件数：5件		健康福祉部
⑤ 個別労働紛争解決制度の周知			
労働関係に関する労働者と事業主との紛争を解決する個別労働紛争解決制度について、県民への周知を図ります。	○県ホームページ等で青森労働局の総合労働相談窓口や青森県労働員会について周知を行いました。		商工労働部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱1】損害回復・経済的支援等（条例第11・12・15・16条）			
	<p>⑥ 被害回復のための休暇制度の周知 犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度について、県内企業や労働者に対して周知を図ります。</p>	<p>○国から配布されたポスターの掲示やリーフレットの配布を行いました。</p>	<p>商工労働部</p>
	<p>⑦ 職業訓練 公共職業能力開発施設において就労に直接関係した技術を身につけるための職業訓練コースなどを提供します。</p>	<p>○県内5施設（青森校、弘前校、八戸校、むつ校、障害校）において、全15科の職業訓練を実施しました。 ◆修了者数157名、うち就職者数141名（R3.3月末現在）</p>	<p>商工労働部</p>

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱2】精神的・身体的被害の回復・防止（条例第13・14・18条）			
(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供			
① 性暴力被害者等に対するワンストップによる支援			
<p>あおり性暴力被害者支援センターでは、関係機関と連携強化を図り、性暴力被害に遭われた方をワンストップで受け止め、支援活動員が相談に対応するほか、被害者のニーズに応じた支援を行います。</p>	<p>○性暴力被害者等を支援するため、被害者本人及びその家族等からの相談を受け、関係機関と連携しながら、要望に応じた必要な支援を行うことにより、被害者等の心とからだの負担を軽減し、健康の早期回復を図りました。</p> <p>◆延相談件数：507件</p>		環境生活部
② 相談業務			
<p>保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。</p> <p>相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。</p> <p>また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。</p> <p>また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。</p>	<p>○身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関する、電話、来所相談があった際には、相談対応を行いました。</p> <p>○必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行い、医療機関や市町村と協力しながら継続的に支援を行いました。</p> <p>○県から委嘱された管内精神科医師が来所し月1回、精神保健福祉相談を保健所で実施しました。</p>		健康福祉部
③ 里親制度の充実			
<p>児童相談所において、乳児院などの施設と里親との連携を図りつつ、施設入所している子どもの里親への委託を推進します。</p>	<p>○施設入所児童を含む社会的養護が必要な子どもに対し、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するため、県内3乳児院に、里親のリクルートから養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業を委託しました。</p> <p>◆法定研修（基礎・登録前研修：3回、更新研修：2回）を実施し、延べ66人が受講。新たに17世帯が里親名簿に登録。</p> <p>◆里親等委託率の向上（R2年度実績28.3%、R3年度実績32.5%）</p>		健康福祉部
④ 心のケアに関する相談への対応			
<p>精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談に対応したり、支援等を行います。</p>	<p>○精神保健福祉センターや保健所において相談支援を実施しました。</p> <p>◆延相談件数（電話・来所含む）センター：2,146件 保健所：2,600件</p>		健康福祉部
⑤ 高次脳機能障害者への支援体制の整備			
<p>高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実を図るとともに、障害に関する研修等を行い、適切な支援が提供される体制を整備します。</p>	<p>○支援拠点機関である弘前脳卒中・リハビリテーションセンター及びメディカルコート八戸西病院において、高次脳機能障害に関する研修会を開催しました。さらに弘前脳卒中・リハビリテーションセンターでは高次脳機能障害支援に関する普及啓発を目的として、関係機関に対しリーフレットを配布しました。</p>		健康福祉部
⑥ 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実			
<p>犯罪被害者等に対する警察職員によるカウンセリングを実施するとともに、精神科医療機関におけるカウンセリングの費用を公費で支弁する制度を実施します。</p>	<p>○犯罪被害者等に対する警察職員によるカウンセリングを実施するとともに、医療機関におけるカウンセリング費用を公費で支弁する制度を適正に運用しました。</p>		警察本部
⑦ 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進			
<p>被害少年に対して、少年補導職員等によるカウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を実施します。</p>	<p>○被害少年や保護者に対し、少年サポートセンターに配置されている少年補導職員が部外専門家からの助言指導を取り入れながら継続的な支援を実施し、立ち直りを図りました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱2】精神的・身体的被害の回復・防止（条例第13・14・18条）			
(2) 安全の確保			
① 児童相談所における一時保護 主に中央児童相談所において、被虐待児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導を行うため、子どもの一時的保護を実施します。	○児童相談所において子どもの一時保護が必要と判断されたケースについて、一時保護を実施し、行動観察等を行った上で処遇を検討しました。		健康福祉部
② 女性相談所における一時保護 女性相談所において、配偶者からの暴力の被害に遭っている被害者の安全を確保するため、一時保護を実施するとともに、来所相談、電話相談、カウンセリング等の自立のための支援を行います。	○配偶者等からの暴力に係る相談を含め女性が抱える様々な問題に関する来所相談や電話相談を実施し、必要な助言や問題解決の援助を行いました。 ○社会生活を営む上で困難な問題に直面し、保護・援助を必要とする者に一時保護を実施しました。 ◆来所相談件数：27件 ◆電話相談：922件 ◆一時保護：入所者数13人、同伴児（者）数11人		健康福祉部
③ 緊急時における安全の確保及び一時保護 配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供するものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。	○配偶者暴力相談支援センターにおいて被害者や同伴者の一時保護を行いました。 ◆一時保護実績（女性相談所）：13世帯（主13名、同伴児11名） ◆緊急時における安全の確保を行った件数：0件（県内配暴センター10か所）		健康福祉部
④ 緊急母子一時保護 母子生活支援施設において経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。	○保護を必要とする母子を緊急一時保護し、自立の促進のための生活支援を行いました。 ◆委託一時保護の件数：3件（入所者数3名、同伴児5名）		健康福祉部
⑤ 再被害防止措置の推進 再被害防止対象者として指定した犯罪被害者等について、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携し、再被害防止措置を実施します。	○再被害防止措置について、適正な運用を図りました。		警察本部
⑥ ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への適切な対応 ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて、検挙措置等により加害者を隔離することを検討し、被害者の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進します。	○ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案へ総合的に対応するため、組織改編による体制強化を図り、人身安全対策課を新設しました。（R4.4～） ○被害者の安全を迅速・的確に確保するため、警察官を対象にした各種訓練や関係機関との合同訓練を開催し、対応能力の強化と連携強化を図りました。 ◆他機関との合同訓練の実施状況 1回（女性相談所との合同訓練（R3.11））		警察本部
⑦ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組 児童相談所では、児童虐待通告を受理した場合、原則として48時間以内に子どもの安全確認を行います。また、市町村要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と情報共有・連携し対応します。	○児童虐待の通告を受けた場合、原則として48時間以内に目視確認等により子どもの安全確認を行ったほか、関係機関との連携により児童虐待への対応を行いました。		健康福祉部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱2】精神的・身体的被害の回復・防止（条例第13・14・18条）			
⑧ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組			
<p>学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告します。</p>	<p>○関係機関から発出されている虐待に係る文書や資料を教職員に周知しました。</p>		教育庁
⑨ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組			
<p>児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図ります。</p>	<p>○児童虐待が疑われる事案を認知した際は確実に現場臨場し、児童の安全確認の結果、少しでも虐待の疑いがあれば児童相談所に通告するなど児童の安全確保を最優先とした対応に努めました。</p>		警察本部
⑩ 暴力団から危害を受けるおそれがある者に対する保護			
<p>暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護対象者として指定し、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなどの保護対策を推進します。</p>	<p>○暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護対象者に指定し、保護対象者に対する警戒を実施して危害の未然防止の徹底を図りました。</p>		警察本部
⑪ 犯罪被害者等に関する個人情報の保護			
<p>犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表となるよう配慮するとともに、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うように努めます。</p>	<p>○犯罪被害者等の氏名の発表においては、個々の案件ごとに判断し、適切な発表となるよう配慮するとともに、報道発表を行う際には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うように努めました。</p>		警察本部
⑫ 地域警察官による被害者訪問・連絡活動			
<p>犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進します。</p>	<p>○犯罪被害者方を訪問し、情報提供、連絡活動等を実施した。不在の際はパトロールカードを投函しました。</p>		警察本部
(3) 保護又は捜査の過程における配慮等			
① 警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実			
<p>犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施します。</p>	<p>○犯罪被害者等の心情に配慮した支援や各種制度の適正な運用、関係機関との連携等について、犯罪被害者支援に従事する職員を対象に「被害者支援専科」等の研修を実施しました。</p>		警察本部
② 性犯罪被害者等からの相談への対応			
<p>性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な対応を推進します。</p>	<p>○相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直員等が対応した上で担当者に引き継ぐなど適切に運用しました。 ○適切な被害者対応の推進のため、警察官を対象とした研修を実施しました。</p>		警察本部
③ 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等			
<p>性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医会や公益社団法人あおもり被害者支援センターとの連携強化に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。</p>	<p>○県内全警察署に女性警察官を配置（8警察署は性犯罪捜査担当係に配置）し、被害者の希望に応じて女性警察官を活用しました。 ○性犯罪捜査に従事する警察官を対象に、研修会を2回実施し、実務能力の向上を図りました。 ○県・医療機関・被害者支援センターで構成される「性暴力被害者支援実務担当者連絡会議」に出席し、情報共有と連携強化を図りました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱2】精神的・身体的被害の回復・防止（条例第13・14・18条）			
④ 被害児童からの事情聴取における配慮			
<p>児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減等のため、事情聴取において、関係機関と連携し、被害児童に配慮した取組を推進します。</p>	<p>○関係機関と事前協議を行って被害児童の聴取回数や聴取時間を調整するなど、児童の負担軽減に努めました。 ○捜査を担当する警察官を対象に、被害児童からの事情聴取に関する研修を実施しました。 ○関係機関との連絡協議会を通じて、児童を被害者とする事案の対応について具体的に協議し、連携の更なる強化を図りました。 ◆研修実施件数：3件</p>		警察本部
⑤ 警察における犯罪被害者等のための施設の改善			
<p>犯罪被害者専用の事情聴取室や被害者支援車両の活用を図るほか、犯罪被害者の心情に配慮した施設等の改善に努めます。</p>	<p>○犯罪被害者等への対応に当たっては、相談室や被害者支援車両の活用を図り、犯罪被害者の心情に配慮しました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱3】 刑事手続への関与拡充（条例第17条）			
(1) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供			
① 刑事手続等に関する適切な情報提供			
<p>犯罪被害者等が必要とする情報が得られるよう、刑事手続や損害賠償制度、被害者支援に関する各種制度、相談窓口の情報が記載されたパンフレット「被害者の手引」を犯罪被害者等の方々に提供します。</p>	<p>○対象となる犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を提供し、刑事手続の流れや各種制度に関する情報提供を行いました。 ◆「被害者の手引」配布件数：143件</p>		警察本部
② 捜査に関する適切な情報提供			
<p>犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するとともに、犯罪被害者の状況やニーズについて必要に応じて関係機関・団体との連携を図ります。</p>	<p>○犯罪被害者等の要望に応じて適宜捜査状況等の情報を提供するように努めるとともに、犯罪被害者の状況やニーズについて必要に応じて関係機関・団体との連携を図りました。 ◆被害者連絡実施件数：150件</p>		警察本部
③ 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等			
<p>検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。</p>	<p>○検視・司法解剖に関するパンフレットを配布し、その目的・手続きについて丁寧な説明を実施し、遺族の心情に配慮した対応に努めました。 ◆パンフレット交付率：99.6%</p>		警察本部
④ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等			
<p>適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故被害者の心情に配慮した取組を行い、交通事故被害者の負担軽減を図ります。</p>	<p>○交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が積極的に事故現場に赴き捜査指揮・指導を行い、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進を図りました。 ○関係機関と連携し、カウンセリング等の教示や捜査状況のきめ細かな連絡等交通事故被害者の心情に寄り添った取組を行い、負担軽減を図りました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱4】支援等のための体制整備（条例第10・20・21条）			
(1) 相談及び情報の提供等			
① 支援施策に関する総合的な相談への対応			
<p>犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいか分からない方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報をお知らせします。</p> <p>また、市町村に対して相談体制の充実を働きかけます。</p>	<p>○総合的な相談窓口として相談内容に応じて対応部署や支援制度等を紹介しました。</p> <p>○「青森県犯罪被害者支援ハンドブック（令和3年6月改訂）」を市町村に送付し、連携体制の強化を図りました。</p> <p>○警察庁メールマガジンや研修会の案内等を市町村に送付し情報提供を行いました。</p>		環境生活部
② 犯罪被害者等の支援に関するホームページによる情報提供			
<p>県のホームページに「犯罪被害者等の支援に関するページ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関係機関の相談窓口の情報提供を行います。</p>	<p>○県のホームページに「犯罪被害者等の支援に関するページ」を作成し、関係機関の相談窓口の情報提供を行いました。</p>		環境生活部
③ 交通事故相談への対応（交通事故相談所）			
<p>交通事故被害者等の行う損害賠償の請求についての援助等を図るため、交通事故相談所に交通事故相談員を配置し、交通事故被害者等からの相談に対応します。</p>	<p>○交通事故相談所に2名の相談員を配置し、交通事故被害者等からの相談に対応しました。</p> <p>◆相談処理件数：112件</p>		環境生活部
④ 消費者トラブルに係る相談への対応			
<p>県消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行います。</p>	<p>○県消費生活センターに8名の相談員を配置し、消費生活に関する苦情相談の受付・処理を行いました。</p> <p>◆苦情相談処理件数：2,363件</p>		環境生活部
⑤ 性暴力被害者等に対するワンストップによる支援			
<p>あおもり性暴力被害者支援センターでは、関係機関と連携強化を図り、性暴力被害に遭われた方をワンストップで受け止め、支援活動員が相談に対応するほか、被害者のニーズに応じた支援を行います。</p>	<p>○性暴力被害者等を支援するため、被害者本人及びその家族等からの相談を受け、関係機関と連携しながら、要望に応じた必要な支援を行うことにより、被害者等の心とからだの負担を軽減し、健康の早期回復を図りました。</p> <p>◆延相談件数：507件</p>	再掲 2(1)①	環境生活部
⑥ 子ども・若者育成支援についての計画に関する周知等			
<p>市町村が、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月6日、国の「子ども・若者育成支援推進本部」決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述にも留意するよう、市町村に周知します。</p>	<p>○市町村の計画作成の動向を注視しながら、市町村計画の作成に関する相談時には周知を行うこととしましたが、相談はありませんでした。</p>		環境生活部
⑦ 女性に関する相談への対応			
<p>DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を、男女共同参画センター、女性相談所、各地方福祉事務所、警察署等に設置し、解決に向けた助言や支援を行います。</p>	<p><環境生活部> ○相談員による電話相談及び予約による面談相談を実施しました。また、専門相談として、女性弁護士による法律相談、心理カウンセラーによる心の相談を毎月定期的実施しました。</p> <p><健康福祉部> ○県内10か所（市2カ所含む）の配偶者暴力相談支援センターに相談窓口を設置し、相談対応を行いました。</p> <p>◆県内配偶者暴力相談支援センターの相談対応件数：1,208件</p> <p><警察本部> ○DV被害やストーカー被害等についての相談を受ける窓口を警察本部及び各警察署に設置し、解決に向けた助言や支援を行いました。</p>		環境生活部 健康福祉部 警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱4】支援等のための体制整備（条例第10・20・21条）			
<p>⑧ 相談業務</p> <p>保健所において身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。</p> <p>相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。</p> <p>また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。</p> <p>また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。</p>	<p>○身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関する、電話、来所相談があった際には、相談対応を行いました。</p> <p>○必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行い、医療機関や市町村と協力しながら継続的に支援を行いました。</p> <p>○県から委嘱された管内精神科医師が来所し月1回、精神保健福祉相談を保健所で実施しました。</p>	再掲 2(1)②	健康福祉部
<p>⑨ 母子家庭、父子家庭の就業に関する相談への対応</p> <p>各地方福祉事務所において、母子・父子自立支援員が母子家庭等の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。また、青森県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、一般・就労・法律相談、就労支援講習会等を実施します。</p>	<p>○母子・父子自立支援員による支援及び青森県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて各種相談対応を実施しました。</p> <p>◆就業相談件数：115件</p>		健康福祉部
<p>⑩ 児童相談所における児童虐待に対する夜間・休日相談</p> <p>児童相談所において、24時間・365日、児童虐待に関する相談及び通告に対応します。</p>	<p>○子ども虐待ホットラインにより、児童虐待に係る相談について速やかに受理し、早期対応を行いました。</p> <p>◆相談件数：112件</p>		健康福祉部
<p>⑪ 心のケアに関する相談への対応</p> <p>精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談に対応したり、支援等を行います。</p>	<p>○精神保健福祉センターや保健所において相談支援を実施しました。</p> <p>◆延相談件数(電話・来所含む)センター：2,146件 保健所：2,600件</p>	再掲 2(1)④	健康福祉部
<p>⑫ 労働相談への対応</p> <p>労使関係の諸問題の解決に向けて、相談窓口の紹介や取り次ぎを行います。</p>	<p>○電話やメール等を通じて相談を受付し、内容に応じて青森労働局の総合労働相談コーナー等を案内しました。</p>		商工労働部
<p>⑬ 就職や転職等に関する相談への対応</p> <p>若年者については「ジョブカフェあおもり」において、中高年齢者については「ネクストキャリアセンターあおもり」において、就職や転職等の相談に対応します。</p>	<p>○就職や転職等の相談に対し、専門のキャリアカウンセラーによる個別カウンセリングを実施し、相談者の就職活動等の支援を行いました。</p> <p>◆カウンセリング実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェあおもり：4,327件 ・ネクストキャリアセンターあおもり：1,046件 		商工労働部
<p>⑭ 24時間子供SOSダイヤル</p> <p>24時間・365日、子どものいじめ問題等に関する悩み相談に対応します。</p>	<p>○「24時間子供SOSダイヤル」において、いじめや不登校など、様々な悩みを抱える子どもやその保護者に対して、夜間、休日を含めて24時間体制で電話相談を実施しました。</p> <p>◆「24時間子供SOSダイヤル」相談件数：481件</p>		教育庁
<p>⑮ 生徒指導相談電話</p> <p>学校教育課において、平日（8:30～17:00）、子どものいじめ・不登校・問題行動など学校教育全般に関する相談に対応します。</p>	<p>○「生徒指導相談電話」において、いじめや不登校など、様々な悩みを抱える子どもやその保護者に対して電話相談を実施しました。</p> <p>◆「生徒指導相談電話」相談件数：142件</p>		教育庁

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱4】支援等のための体制整備（条例第10・20・21条）			
⑯ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用			
<p>児童生徒の問題行動及び不登校等の対応に向けて、スクールカウンセラーを小・中学校に配置・派遣するとともに、学校等の要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど教育相談体制の充実に努めます。</p>	<p>○スクールカウンセラーを全ての市町村立小・中学校に定期派遣するとともに、県立学校については中学校1校、高等学校7校、特別支援学校1校に定期派遣し、その他の学校については要請に応じて派遣しました。</p> <p>○スクールソーシャルワーカーを県内全ての中学校区に配置するとともに、県立学校については高等学校6校に配置し、その他の学校については要請に応じて派遣しました。</p> <p>◆スクールカウンセラー延べ相談者数：24,475人</p>		教育庁
⑰ 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進			
<p>不登校状態にある児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行って、再登校を図ります。</p>	<p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談を実施しました。</p>		教育庁
⑱ すこやかホットライン			
<p>子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、電話、メール等により、寄り添い型の家庭教育相談を行います。</p>	<p>○家庭教育相談員を4名配置し、子育て中の不安や悩みを軽減することを目的に、電話、メール等により家庭教育相談を行いました。</p> <p>◆相談件数 電話相談：43件 メール相談：19件 ◆相談機関合同連絡会議を3回実施</p>		教育庁
⑲ 相談体制の充実			
<p>全国統一の相談専用電話「#9110番」のほか、「性犯罪被害110番」、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者からの行政処分結果等の問い合わせに対する適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。</p>	<p>○各種相談窓口の周知、相談受理者の能力向上等により、適切な相談受理等の相談体制の充実を図りました。</p>		警察本部
⑳ 刑事手続に関する適切な情報提供			
<p>犯罪被害者等が必要とする情報が得られるよう、刑事手続や損害賠償制度、被害者支援に関する各種制度、相談窓口の情報が記載されたパンフレット「被害者の手引」を犯罪被害者等の方々に提供します。</p>	<p>○対象となる犯罪被害者等に対して「被害者の手引」を提供し、刑事手続の流れや各種制度に関する情報提供を行いました。</p> <p>◆「被害者の手引」配布件数：143件</p>	再掲 3(1)①	警察本部
㉑ 捜査に関する適切な情報提供			
<p>犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めるとともに、犯罪被害者の状況やニーズについて必要に応じて関係機関・団体との連携を図ります。</p>	<p>○犯罪被害者等の要望に応じて適宜捜査状況等の情報を提供するように努めるとともに、犯罪被害者の状況やニーズについて必要に応じて関係機関・団体との連携を図りました。</p> <p>◆被害者連絡実施件数：150件</p>	再掲 3(1)②	警察本部
㉒ 「指定被害者支援要員制度」の活用			
<p>専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、犯罪被害者等への付添い、説明や関係機関の紹介、引継ぎなどの支援活動を行います。</p>	<p>○対象となる事件・事故について指定被害者支援要員制度を運用し、犯罪被害者等への付添い、説明や関係機関の紹介、引継ぎなどの支援活動を行いました。</p> <p>◆指定被害者支援要員指定数：519人 ◆指定被害者支援要員運用件数：150件（令和3年中）</p>		警察本部
㉓ 被害少年が相談しやすい環境の整備			
<p>被害少年からの相談について、被害少年の特性に配慮した相談対応を行うとともに、少年相談電話「ヤングテレホン」（R3.4.1～「少年サポートセンター」電話相談に変更）と電子メール相談「ヤングメール」（R3.4.1～「少年サポートメール」に変更）の利用促進を図ります。</p>	<p>○相談窓口を掲載した「少年サポートセンター広報カード」を作成し、県内の小学生・中学生・高校生及び関係機関等に配布しました。</p> <p>○県警ホームページや各種少年非行防止啓発資料に相談窓口を掲載し広報しました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱4】支援等のための体制整備（条例第10・20・21条）			
②4 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進			
被害少年に対して、少年補導職員等によるカウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を実施します。	○被害少年や保護者に対し、少年サポートセンターに配置されている少年補導職員が部外専門家からの助言指導を取り入れながら継続的な支援を実施し、立ち直りを図りました。	再掲 2(1)⑦	警察本部
②5 性犯罪被害者等からの相談への対応			
性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するなど、適切な運用を推進します。	○相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直員等が対応した上で担当者に引き継ぐなど適切に運用しました。 ○適切な被害者対応の推進のため、警察官を対象とした研修を実施しました。	再掲 2(3)②	警察本部
②6 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大			
「性犯罪被害110番」等の相談窓口に関する広報により、性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の拡大に努めます。	○広報誌への掲載、ラジオ出演、大学における広報等を実施したほか、随時コンビニ等の店舗にポスター・チラシの配布を行いました。 ◆広報件数：258件		警察本部
②7 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等			
検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。	○検視・司法解剖に関するパンフレットを配布し、その目的・手続等について丁寧な説明を実施し、遺族の心情に配慮した対応に努めました。 ◆パンフレット交付率：99.6%	再掲 3(1)③	警察本部
②8 関係機関・団体と連携した支援活動			
青森県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワークの活用により、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携を強化するとともに、それらの機関・団体等における犯罪被害者支援のための制度等についての情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努めます。	○青森県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワークを開催し、関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、犯罪被害者等支援の情勢と実情に関する情報提供等を行いました。 ◆青森県被害者支援連絡協議会の開催：1回 ◆青森県被害者支援連絡協議会幹事会の開催：1回 ◆被害者支援地区ネットワークの開催：15回		警察本部
(2) 人材の育成等			
① 支援に携わる職員に対する研修の実施			
県や市町村、警察署、公益社団法人あおり被害者支援センター等の職員を対象に研修会を実施し、関係機関が相互に連携・協力するためのネットワーク体制の構築を図ります。	○令和3年10月に「犯罪被害者等支援担当職員研修会」を県内4会場（青森・弘前・八戸・むつ）で開催し、関係機関が相互に連携・協力するためのネットワーク体制の構築を図った。 ◆参加者数：計63名		環境生活部
② 市町村等の高齢者虐待対応職員に対する研修の実施			
高齢者虐待対応に従事する市町村等の担当者に対し、高齢者虐待に関する研修を実施することにより、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を推進します。	○介護支援専門員の権利擁護研修において高齢者虐待に関し講義するとともに、当該資料を市町村職員向けに改訂し、各市町村に配付しました。		健康福祉部
③ 高齢者虐待防止・支援マニュアルによる市町村への支援			
市町村へ配布した改訂版マニュアルの活用により、市町村等がより高齢者虐待に迅速・適切な対応が図れるよう支援します。	○虐待対応に係る市町村からの問い合わせに際し、マニュアルの関係部分を紹介し、適切に対応できるよう助言しました。		健康福祉部
④ 虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員に対する研修の充実			
虐待を受けた子どもが専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員の資質向上を図ります。	○児童相談所職員の資質向上に向け、職場研修や県外派遣研修等により、専門性の向上を図りました。		健康福祉部
⑤ 親子の再統合を支援する体制の充実			
虐待を受けた子どもとその保護者の再統合を進めるため、「子ども虐待家族再統合サポートプラン」を作成し、さらに事例の検証や実践マニュアルの作成を通じて、児童相談所における支援体制の充実を図ります。	○マニュアル等の作成に係る検討を行いました。		健康福祉部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱4】支援等のための体制整備（条例第10・20・21条）			
⑥ 女性相談所等の職員への研修の実施			
<p>配偶者からの暴力を受けた女性が専門的な知識に基づいた適切な保護及び自立支援を受けられるように、支援に携わる職員等の資質向上を図ります。</p>	<p>○専門知識の習得や情報共有等のための研修等を実施し、支援に携わる職員等の資質向上を図りました。 ◆初任者研修：15人（令和3年4月） ◆配偶者からの暴力に係る職務関係者業務連絡会議：16人（令和3年11月） ◆配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会：38人（令和3年12月）</p>		健康福祉部
⑦ 思春期精神保健の専門家の養成			
<p>児童・思春期の相談援助を担当している保健・医療・司法・教育関係者を対象に、精神保健福祉センターが専門研修を実施し、スキルアップを図ります。</p>	<p>○令和4年1月に「思春期問題研修」（オンライン）を開催し、『明日から使えるネット依存・ゲーム障害対応の基礎と実際』をテーマに、関係機関職員の対処力向上を図りました。 ◆参加者数：計233名</p>		健康福祉部
⑧ 警察における被害者支援に携わる職員に対する研修の充実			
<p>犯罪被害者支援に従事する職員に対し、様々な機会を活用して犯罪被害者支援の意義や対応、関係機関との連携等についての研修を実施します。</p>	<p>○犯罪被害者等の心情に配慮した支援や各種制度の適正な運用、関係機関との連携等について、犯罪被害者支援に従事する職員を対象に「被害者支援専科」等の研修を実施しました。</p>	再掲 2(3)①	警察本部
⑨ 民間被害者支援団体における職員の育成支援			
<p>公益社団法人あおもり被害者支援センターにおける研修に対して講師派遣等の協力を行い、職員の育成を支援します。</p>	<p>○公益社団法人あおもり被害者支援センターが開催する研修に対して講師を派遣し、職員の育成を支援しました。 ◆講師の派遣回数：6回</p>		警察本部
⑩ 犯罪被害者支援に携わる職員への心理的影響に対する配慮			
<p>犯罪被害者支援に携わる警察職員に対して、ストレスに関する研修を行うなどの心理的影響に対する配慮を行います。</p>	<p>○犯罪被害者支援に携わる警察職員に対して、代理受傷等の心理的影響に関する研修を行いました。 ◆研修実施回数：7回</p>		警察本部
(3) 民間支援団体の活動の促進			
① 県民に対する民間支援団体の意義、活動等の広報			
<p>犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種講演会等の広報啓発活動を推進します。また、広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努めます。</p>	<p><環境生活部> ○県ホームページ上に作成した「犯罪被害者等の支援に関するページ」において、犯罪被害者支援施策について周知を行いました。 <警察本部> ○「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催したほか、各種キャンペーン活動等において、広報啓発活動を行い、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進を図りました。 ◆「犯罪被害者等支援県民フォーラム」参加者数：約120人</p>		環境生活部 警察本部
② 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等			
<p>青森県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定されている「公益社団法人あおもり被害者支援センター」との連携を図り、きめ細やかな被害者支援の実施に努めるとともに、同法人の運営及び活動に協力します。</p>	<p>○公益社団法人あおもり被害者支援センターとの連携を図り、きめ細やかな被害者支援の実施に努めました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱5】県民の理解の増進と配慮・協力の確保（条例第19条）			
(1) 県民等の理解の増進等			
① 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施			
<p>犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン、各種講演会等の広報啓発活動を推進します。また、広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者支援施策の掲載等により、犯罪被害者支援施策を広く社会に知らせるとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進に努めます。</p>	<p><環境生活部> ○県ホームページ上に作成した「犯罪被害者等の支援に関するページ」において、犯罪被害者支援施策について周知を行いました。 <警察本部> ○「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催したほか、各種キャンペーン活動等において、広報啓発活動を行い、犯罪被害者支援に関する県民の理解増進を図りました。 ◆「犯罪被害者等支援県民フォーラム」参加者数：約120人</p>		<p>環境生活部 警察本部</p>
② 交通安全運動期間における各種広報・啓発事業の実施			
<p>各季における交通安全運動期間において、各種広報・啓発事業を実施し、県民の交通安全意識の醸成に努めます。</p>	<p>○県民の交通安全意識の醸成のため、各季の交通安全運動期間において各種広報・啓発事業を実施しました。 ◆県ラジオ広報（毎月） ◆新聞広告（春・夏・秋・冬） ◆春の交通安全運動県民総決起大会（R3.4） ◆秋の交通安全運動メッセージ交付式（R3.9） ◆交通安全青森県民大会（R3.11） ◆敬老の日には「反射材」を贈ろうキャンペーン（R3.9） ◆反射材効果体感&販売会（R3.11）</p>		<p>環境生活部</p>
③ 交通事故の実態及びその悲惨さに対する県民の理解の増進			
<p>様々な広報媒体を用いて交通事故統計や交通事故発生状況等のデータを公表するとともに、県民に広く周知することにより、その実態及び事故の悲惨さに対する県民理解の増進を図ります。</p>	<p><環境生活部> ○市町村へ交通事故発生状況のデータを提供し、広報誌等の掲載による広報啓発を依頼しました。 ○視聴覚教材（交通安全教育DVD、交通事故現場写真パネル）の貸出を行いました。 ◆貸出件数：70件 <警察本部> ○県警ホームページに県内の交通事故発生状況を掲載しました。 ○テレビ・ラジオ局のアナウンサーを「交通安全アナウンサー」に委嘱し、交通事故発生状況等を提供して、広く事故の実態についてテレビ・ラジオの放送を通じた周知を呼び掛け、県民理解の増進を図りました。</p>		<p>環境生活部 警察本部</p>
④ 命を大切にすることを育む県民運動			
<p>次代を担う子どもたちが、命を大切に、他人への思いやりをもち、たくましく健やかに生きていくように育てていくため、県民運動フォーラムや県内一斉声かけ活動、他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会を実施するなど、県民総ぐるみで推進します。</p>	<p>○令和3年12月5日に、アピオあおもりにおいて、命を大切にすることを育む県民運動推進フォーラムを開催しました。 ◆参加者：270名（会場170名、Web100名） ○県内各学校へ、年4回の県内一斉声かけ活動の実施を呼びかけました。 ◆実施校数：512校 ○県内の中学校及び高等学校において、命の大切さや他人を思いやる気持ちを育むこと等をテーマとした対話集会を実施しました。 ◆実施校数：7校</p>		<p>環境生活部</p>

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱5】県民の理解の増進と配慮・協力の確保（条例第19条）			
⑤ 女性に対する暴力をなくす運動			
<p>夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間として、国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組みます。</p>	<p><環境生活部> ○アスパム及び青森県男女共同参画センターにおいて、パープルライトアップキャンペーンを実施し、女性に対する暴力をなくす運動への関心及び理解増進に努めました。また、アウガ前において、パープルリボンキャンペーンを実施し、チラシ等広報啓発物を配布するなど、女性に対する暴力根絶のための周知啓発を行いました。</p> <p><健康福祉部> ○「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に街頭キャンペーン等を実施しました。 ◆標語入りのポケットティッシュを配布。 ◆DV防止啓発カード、DV防止啓発リーフレットを発行し、コンビニ等への配置。 ◆県民だより10月号での特集</p>		環境生活部 健康福祉部
⑥ 高齢者虐待防止等権利擁護に関する取組			
<p>高齢者虐待等の発生を未然に防ぎ、権利擁護への取組を一層推進するため、市町村等の担当者に対し、権利擁護に関する研修実施という形で、市町村の取組への支援を行います。</p>	<p>○県内の市町村・地域包括支援センター職員を対象とした権利擁護研修会を実施しました。</p>		健康福祉部
⑦ 児童虐待防止推進月間における取組			
<p>毎年11月の国における「児童虐待防止推進月間」に呼応し、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施し、県民の理解を深めます。</p>	<p>○ポスター等の広報媒体により県民への周知を図りました。</p>		健康福祉部
⑧ 県民のいじめ防止の意識啓発			
<p>「いじめ防止ポスター」を作成し、県内すべての学校及び関係機関、駅構内等に掲示することで、子どもの人権に関わる理解と認識を深め、いじめ防止に向けた県民意識の高揚を図ります。</p>	<p>○「いじめ防止ポスター」を作成し、県内すべての小・中学校、高等学校及び特別支援学校に配布し、掲示を依頼しました。また、県有施設7箇所、駅構内21箇所、コンビニエンスストア97店舗にも配布し、掲示を依頼しました。</p>		教育庁
⑨ 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進			
<p>小・中学生に対する心のノートの配付を通じて、かけがえのない生命について考えさせるなど、児童生徒の道徳性を育みます。</p>	<p>○道徳の教科化に伴い、教科書による指導を通じて、児童生徒の道徳性を育みました。（心のノートの配付はありません。）</p>		教育庁
⑩ 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進			
<p>各学校で普段から基本的人権に配慮した指導をより一層行うよう学校訪問や生徒指導関係の会議で指導・助言に努めます。</p>	<p>○学校訪問等を通して、各校におけるいじめ防止等の対策に関して指導・助言を行いました。 ◆いじめアンケートの実施 ◆迅速な初期対応 ◆教員と生徒の信頼関係の構築 ◆組織的対応の重要性</p>		教育庁
⑪ 学校における犯罪抑止教育の充実			
<p>情報モラル教室や薬物乱用防止教室等で、警察等の関係機関と連携し、犯罪抑止教育の充実を図ります。</p>	<p>○情報モラル教室等を通じて、警察職員と合同による犯罪抑止教育を実施しました。 ◆実施回数：64回（学校・団体等）</p>		教育庁
⑫ 子どもへの暴力防止のための取組			
<p>児童生徒の規範意識を育むための指導を継続して行うとともに、児童虐待防止における学校の役割として、関係機関と連携しながら、「未然防止・早期発見・早期対応」に心がけた取組を図ります。</p>	<p>○文部科学省から発出されているいじめに関する文書及び資料等を、県立学校及び市町村立小・中学校に周知しています。</p>		教育庁
⑬ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進			
<p>各種警察広報媒体や非行防止教室等を通じて、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、県民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。</p>	<p>○各種広報啓発活動において、性犯罪被害等に関する広報を行い、被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等について周知を図りました。</p>		警察本部

基本的施策（推進計画から転記）	令和3年度の実施状況	再掲	担当部局
【施策の柱5】県民の理解の増進と配慮・協力の確保（条例第19条）			
⑭ 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等			
<p>教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生・大学生を対象に、犯罪被害者遺族等が講演を行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催して犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めるほか、広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図ります。</p>	<p>○中学校・高校・大学における「命の大切さを学ぶ教室」及び「犯罪被害者等支援県民フォーラム」において犯罪被害者遺族による講演を行い、犯罪被害者への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めました。 ◆「命の大切さを学ぶ教室」開催状況：7回開催、計1,151人参加</p>		警察本部
⑮ 交通事故被害者等の声に対する県民の理解増進			
<p>交通安全関係行事や各種交通関係講習会等において、交通事故の被害者・遺族等の訴えや交通事故の惨状を収録したビデオ放映を行うとともに、交通事故遺族講演会を開催し、被害者等の現状に対する県民理解の増進を図ります。</p>	<p>○県内2高等学校で開催した「命の大切さを学ぶ教室」において交通事故被害者遺族の講演を行い、被害者等の現状について理解を深めました。 ◆参加者数：計390名 （大湊高等学校、大間高等学校）</p>		警察本部